

**第8期 令和3年度～令和5年度
白井市高齢者福祉計画
白井市介護保険事業計画
(2021～2023)**

(素案)

※ 本内容は、計画策定途中段階の内容であり、国の基本指針や介護報酬の改定、施策や取り組みの見直し等により、内容を変更する場合があります。

白 井 市

目次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

～白井市の足跡と第8期計画をめぐる制度動向等～

- 白井市では、介護保険制度がスタートした平成12年に「目を配り、手を差しのべるしろいの生き生きプラン」をスローガンとして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体的に策定しました。これ以降も、このスローガンを引き継ぎ、3年ごとに計画の見直しを行ってきました。本計画は、第8期の計画となります。
- 国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）に向けて、社会保障改革を進め、介護保険事業においては、地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めてきました。第6期以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を創設するなど、保険者（市町村）には介護保険事業の総合的な推進が課せられるようになりました。
- 第7期（2018年度～2020年度）は、「地域共生社会」の実現に向けて医療・福祉制度の一体的な改正が進められた期間でもあり、市町村には、医療・福祉等の専門分野、行政と住民が連携して、高齢者・障害者・子どもといった対象者の別を超えた包括的なケア体制を構築することが求められるようになりました。
- 白井市では、現在、急速に高齢化が進む過程にあり、前期高齢者に比べ、後期高齢者の増加が顕著となる中で、地域包括支援センター2か所の増設や在宅医療・介護連携事業の推進、認知症防止対策の啓発、楽トレ体操を始めとする介護予防事業などに力を入れ、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。
- 第8期計画は、「2025年」を迎える最終段階に当たる計画であり、介護ニーズの高い85歳以上人口が最大になることが見込まれる「2040年」を見据えた準備段階へと移ってきています。このようなことを背景に、国は、第8期計画の基本指針を次のように定めています。

■第8期計画の基本指針（要約）

厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

- 地域包括ケアシステムの基本的理念
 - ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - ・介護給付等対象サービスの充実・強化
 - ・在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - ・日常生活を支援する体制の整備
 - ・高齢者の住まいの安定的な確保
- 2025年及び2040年を見据えた目標
- 医療計画との整合性の確保
- 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止等
- 介護サービス情報の公表
- 効果的・効率的な介護給付の推進
- 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 災害・感染症対策に係る体制整備

○白井市では、平成30年から総人口が減少に転じた半面、高齢者数は増加を続けており、高齢化率も年々上昇しています。国が示す「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」等は、白井市でも課題となっており、市のみならず、市民・事業者・福祉団体などとともに、一歩ずつ将来を見据えた高齢者支援体制の強化を図っていくものであります。

第2節 計画の位置付けと期間

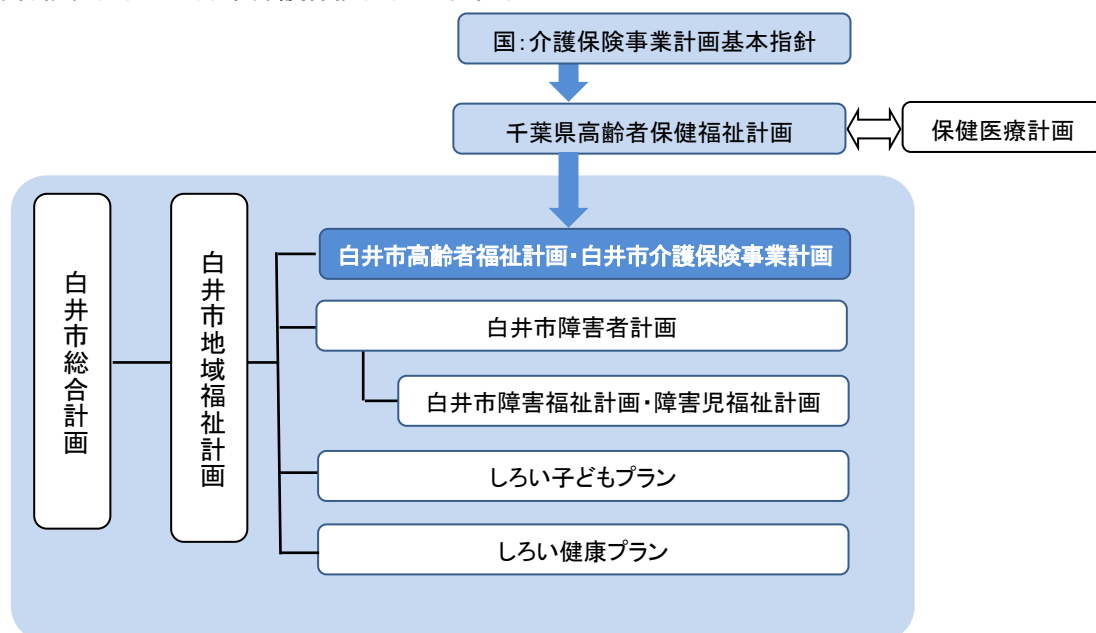
1 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

市の最上位計画である白井市総合計画、保健福祉分野の計画を共通の理念でつなぐ白井市地域福祉計画に基づく計画であり、白井市障害者計画、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、しろい子どもプラン、しろい健康プラン等、市の個別計画と関連する位置付けにあります。

また、同時期に策定される千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画とも整合を図り、策定しています。

■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険計画の位置付け



2 計画の期間

計画期間は令和3年度から5年度までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）を見据えて策定しています。

■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画の計画期間



第2章 白井市の高齢者の状況

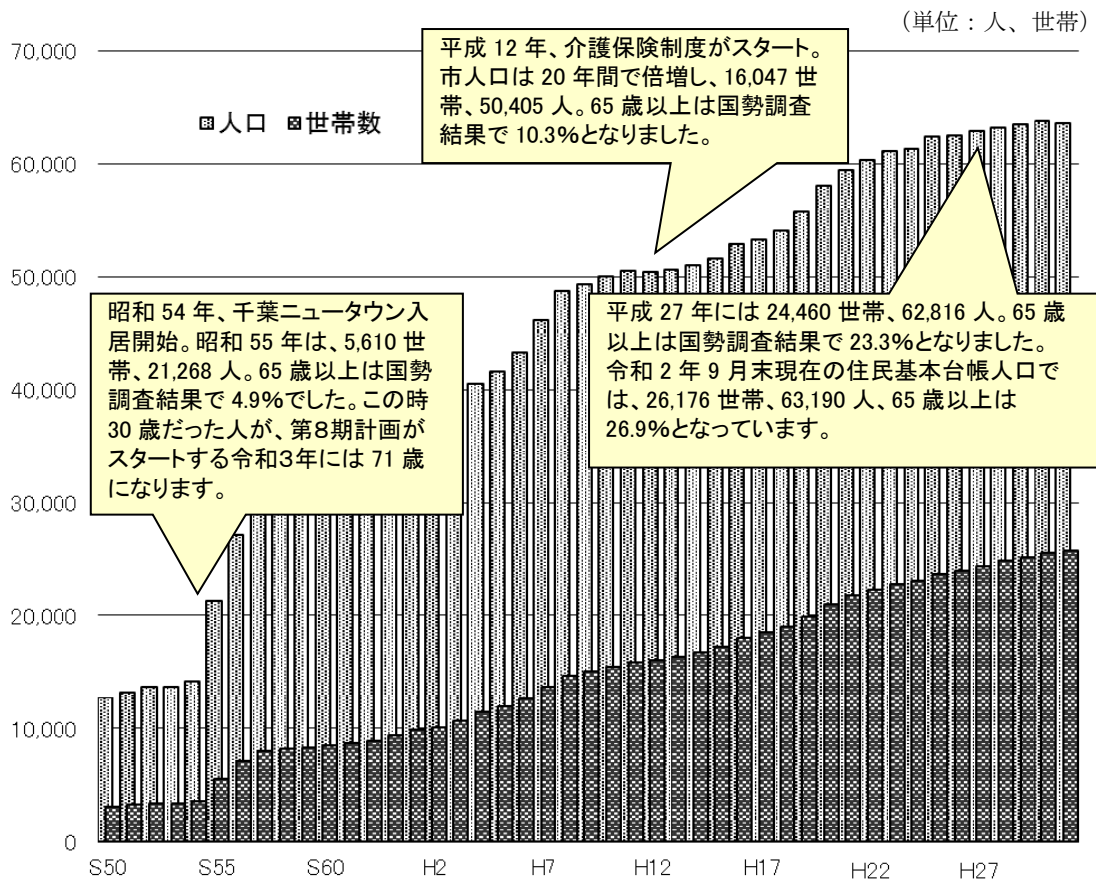
第1節 人口等の動向

1 これまでの推移

白井市の人口は千葉ニュータウン開発に伴って急増し、介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）には5万人、平成22年（2010年）に6万人を超えました。その後も増加を続け、令和2年（2020年）9月末現在の住民基本台帳人口は、6万3,190人となっています。

昭和55年（1980年）当時、人口の5%に満たなかった65歳以上の高齢者人口は、その後増加を続け、特に近年は、千葉ニュータウン地区の住民が次々に高齢期に入って人口の高齢化が一挙に進み、令和2年（2020年）9月末現在の高齢化率は、26.9%となっています。

■白井市の世帯と人口の推移（住民基本台帳人口より）

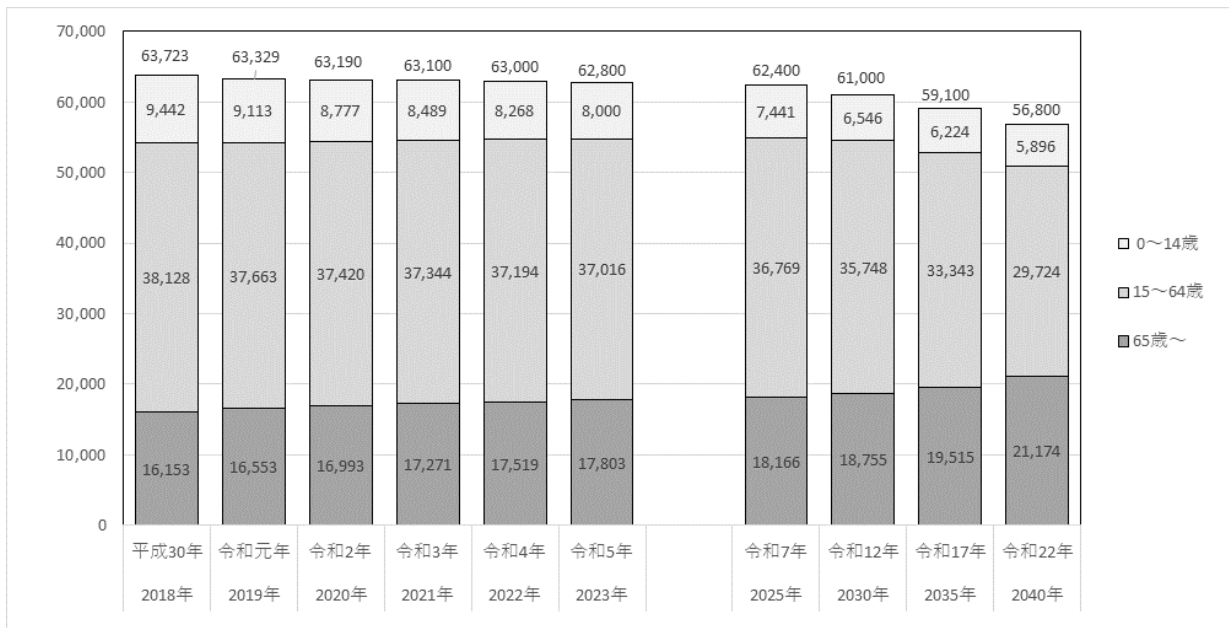


2 今後の見通し

全国の人口は、平成20年（2008年）から減少傾向に転じ、今後も減少を続けていくことが予想されています。白井市では、平成30年（2018年）から減少に転じている反面、高齢者人口は増加傾向にあります。

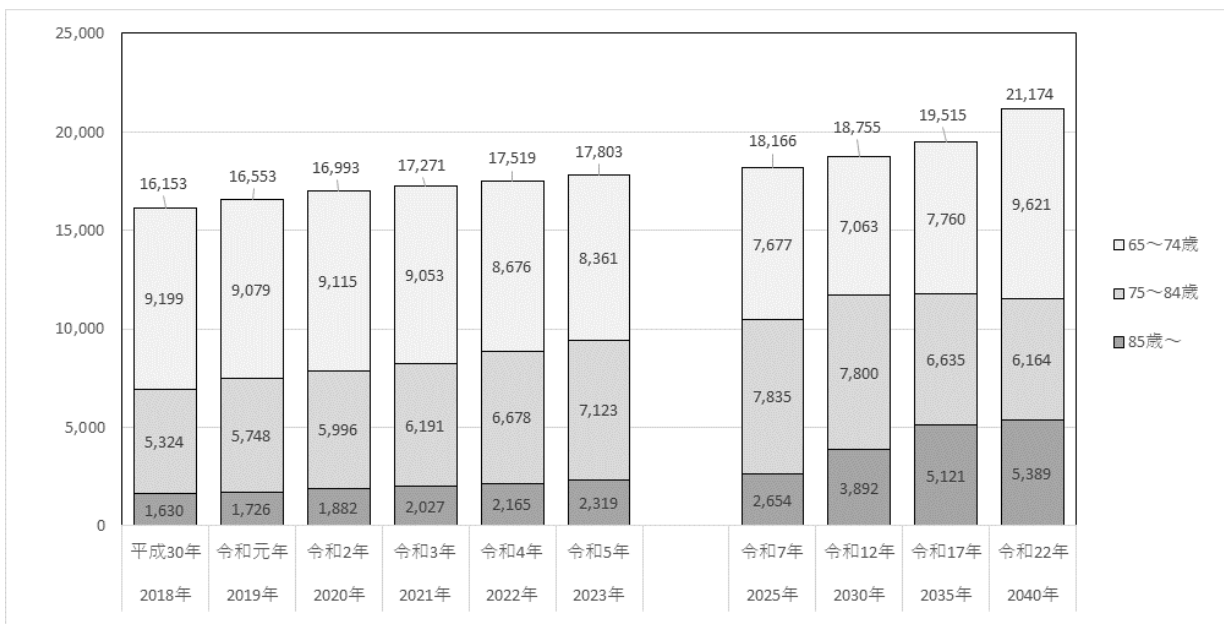
今回、第8期計画の策定に係り行った人口推計では、令和5年（2022年）に6万2,800人、令和7年（2025年）は6万2,400人、令和12年（2030年）では5万6,800人となる見込みです。特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年に最大値となる見込みです。

■白井市の人口推計（住民基本台帳人口）



資料：白井市高齢者福祉課

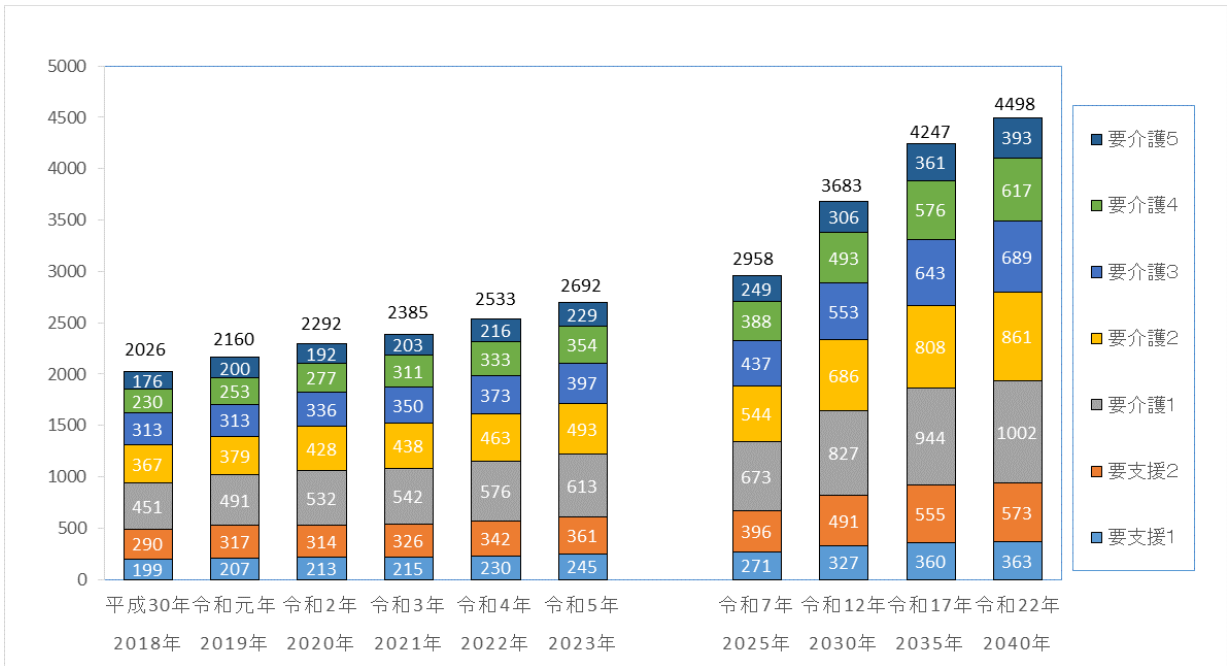
うちの高齢者人口の内訳



第2節 要介護者等の推移と今後の見通し

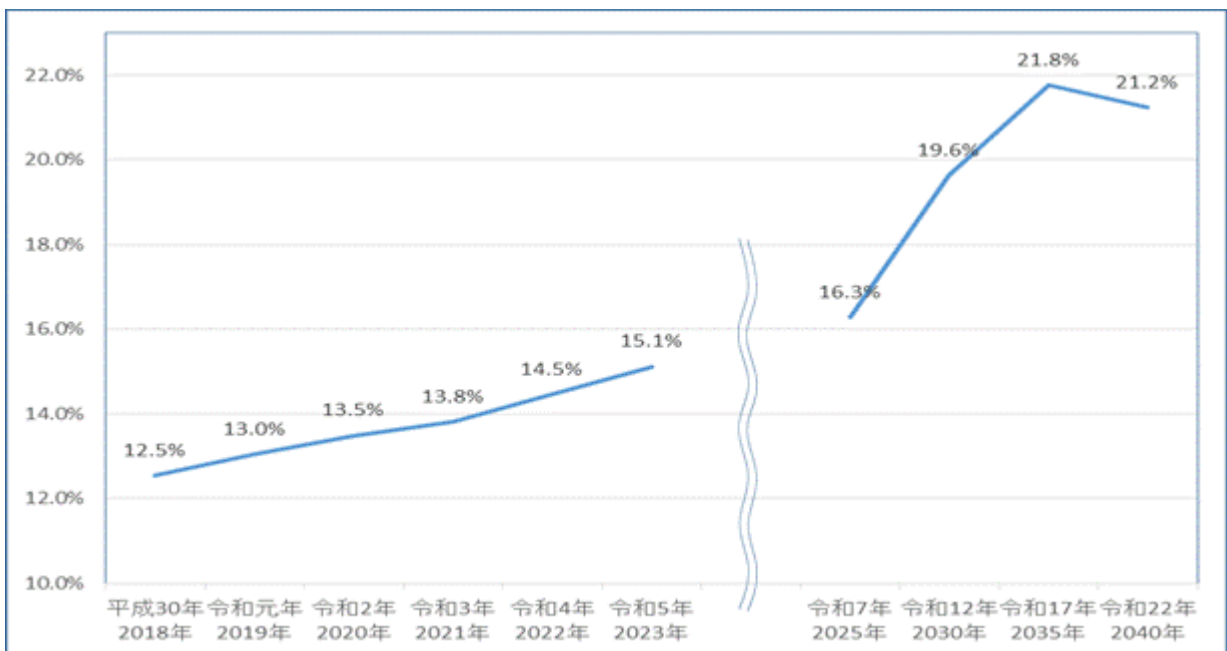
白井市では、高齢化とともに要介護・要支援認定者が年々増加してきました。今後も、現在の性・年齢階級別の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急速に増加し、令和5年に約2,700人、令和7年は約3,000人、令和22年には約4,500人まで増加すると見込まれます。

■白井市における要介護（要支援）認定者数の推移と見込み



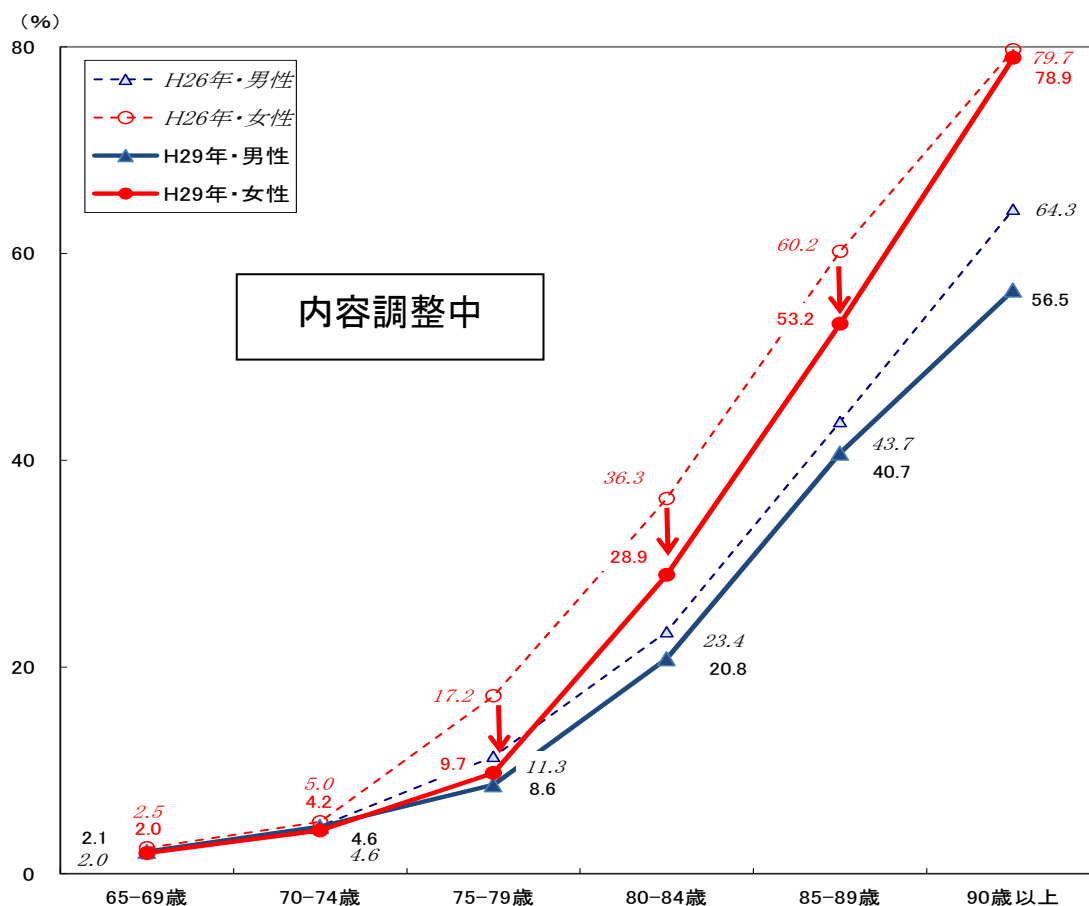
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

■白井市における要介護（要支援）認定率の推移と見込み



性・年齢階級別に認定率を見ていくと、加齢とともに認定率は高くなる傾向にあり、特に85歳以上になると介護ニーズが高まっていることが分かります。

■白井市における年齢段階別の認定率の変化



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

第3節 市民・事業所アンケート調査の結果

1 実施概要

第8期計画の策定に当たり、令和2年1～2月に市民と事業者に対し、アンケート調査を実施し、高齢者等の生活の実態や介護人材の実態について、状況の把握を行いました。概要は、次のとおりです。

■調査の実施概要

調査区分		調査の目的と対象	配布数	回収状況
市民調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者（要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上市民）の生活の実態と意向の把握	2,500人 無作為抽出	1,920人 回収率76.8%
	在宅介護実態調査	要介護高齢者（施設入所者を除く要介護認定を受けている市民）の生活と介護者の状況の把握	971人 全数調査	667人 回収率68.7%
介護人材実態調査（事業所調査）		市内介護事業所の人材確保や経営状況、白井市の高齢者福祉に関する見解を把握	63事業所	44事業所 回収率69.8%

2 結果から言えること（抜粋）

高齢者の生活の状況【市民調査】

- 年齢が高くなるにつれて介護・介助の必要性が高まるため、後期高齢者の増加に伴い、介護・介助ニーズの拡大が予想され、支援体制の充実が求められています。
- 高齢（特に85歳以上）になると、子ども世代等の家族と暮らすことで生活を維持していることが分かります。一方で、一般高齢者、要介護高齢者ともに単身者が2割程度おり、見守りや介護等の体制確保が必要となっています。
- 本市ではエレベータのない集合住宅が多く、高齢者等の生活行動や介護サービス利用の支障になっており、在宅での生活を継続していくためには、2階以上への居住による支障を少しでも解消していくことが、課題となっています。

介護予防と地域活動【市民調査】

- 加齢とともに階段昇降がしにくくなり、「外出できるけどしていない」という人も増えていく傾向にあり、「できる」機能を維持していく努力を促すことが重要です。
- 外出の手段は、加齢とともに「自動車（人に乗せてもらう）」「タクシー」「病院や施設のバス」などが頼りになっており、移動支援の体制確保が課題となっています。
- 地域活動は、介護予防や支え合いの場として重要であり、いくつになっても参加できるような機会づくり、環境づくりを進めることが重要です。

- 一般高齢者の健康や介護予防への意識は極めて高く、与えられるのではなく、自分できることについて、貢献・活躍できる集いの場があると良いとの意向も見られ、より主体的に参加できる環境や機会をつくっていくことが求められています。

認知症と相談窓口【市民調査】

- 要介護高齢者の過半数に認知症症状があり、認知症が本人・家族、支援者にとって大きな課題となっていることが分かります。認知機能の状態を把握し、早期に対応していくことが課題と言えます。
- 認知症関連の相談窓口等の認知状況は、未だ不十分な部分があり、相談窓口等の周知、気軽に相談できる環境づくりなどに取り組む必要があります。

在宅介護と終末期【市民調査】

- 介護者の約1割に、過去1年間で介護を理由とする離職があり、現在就業中の方の約2割が、今後も働きながら介護を続けることは難しいと感じています。介護による離職を回避できるような取り組みが重要と言えます。
- 要介護高齢者には、自宅で認知症と向き合っている本人・家族が多く、在宅サービス等を利用しながら、安心して日常を送れるような体制を充実していくことが重要です。主な介護者が高齢なケースも多く、介護者へのケアも重要となっています。
- 終末期に受ける医療について話し合う機会は未だ限られていることから、終末期の生活について考える機会をより拡充していくことが重要です。

介護人材等の状況【事業所調査】

- 介護職員については、高齢の職員、非正規職員が多く、若手職員の確保、人材の定着が大きな課題となっています。市内事業所では、ハローワークや人材紹介サービス等を活用して、人材確保の努力をしていますが、基幹となる職員体制にも余裕がない状況下で、対応を進めるゆとりがないというのが実情とも見られます。
- また、介護職員として、長く活躍できるような職場づくりを進めていくことも、重要と考えられます。

市の高齢者福祉の状況【事業所調査】

- 事業所から見ても、団地のエレベーター問題や移動手段の不足は高齢者の生活に係る大きな課題と認識されています。
- また、事業所は、市内に訪問系サービスと相談環境が不足しているとしています。

第4節 今後の課題

1 第8期計画の主な課題

アンケート結果や地域ケア推進会議、日々の業務における市民等からの意見を集約し、現在、市が直面している特徴的な課題を整理しました。

①高齢者の生活の場における問題

千葉ニュータウン開発により、昭和50年代に建設された団地においては、エレベーターがない建物が多く、加齢とともに身体的に外出しづらくなることから、生活に支障が出るケースがあり、在宅での生活を継続していくための支援が必要とされています。

②介護予防・重度化防止対策の推進

加齢による身体的・精神的な衰えにより、フレイルや認知症に繋がる割合は高くなっていくため、高齢になっても元気に生活できるように、認知症や介護予防の対策が必要とされています。

③在宅介護・在宅での生活を維持するための支援

アンケートから自宅での生活を希望する高齢者が多く、また、家族介護においても、介護が負担となり、主な介護者が介護離職とならないよう少しでも家族の負担を減らすための支援が必要とされています。

④移送サービス・外出の支援

高齢になるほど足腰等の衰えから外出しづらくなり、病院への通院、買い物などにおけるサポートへのニーズが強くなっており、少しでも解消していくための支援の拡充が必要とされています。

⑤介護職員等の人材不足の対策

介護職員等については、国の介護職員等処遇改善対策により、これまでより給与の改善が図られているところではあるが、不規則な勤務体制などから、他の業種に比べると離職率が高い傾向にあり、介護職員・ケアマネジャーなどの慢性的な人材不足に繋がっているため、人材不足対策や定着支援が必要とされています。

⑥訪問介護サービスの不足

市内のヘルパー不足が顕著となっており、在宅での生活を継続していくためにも、

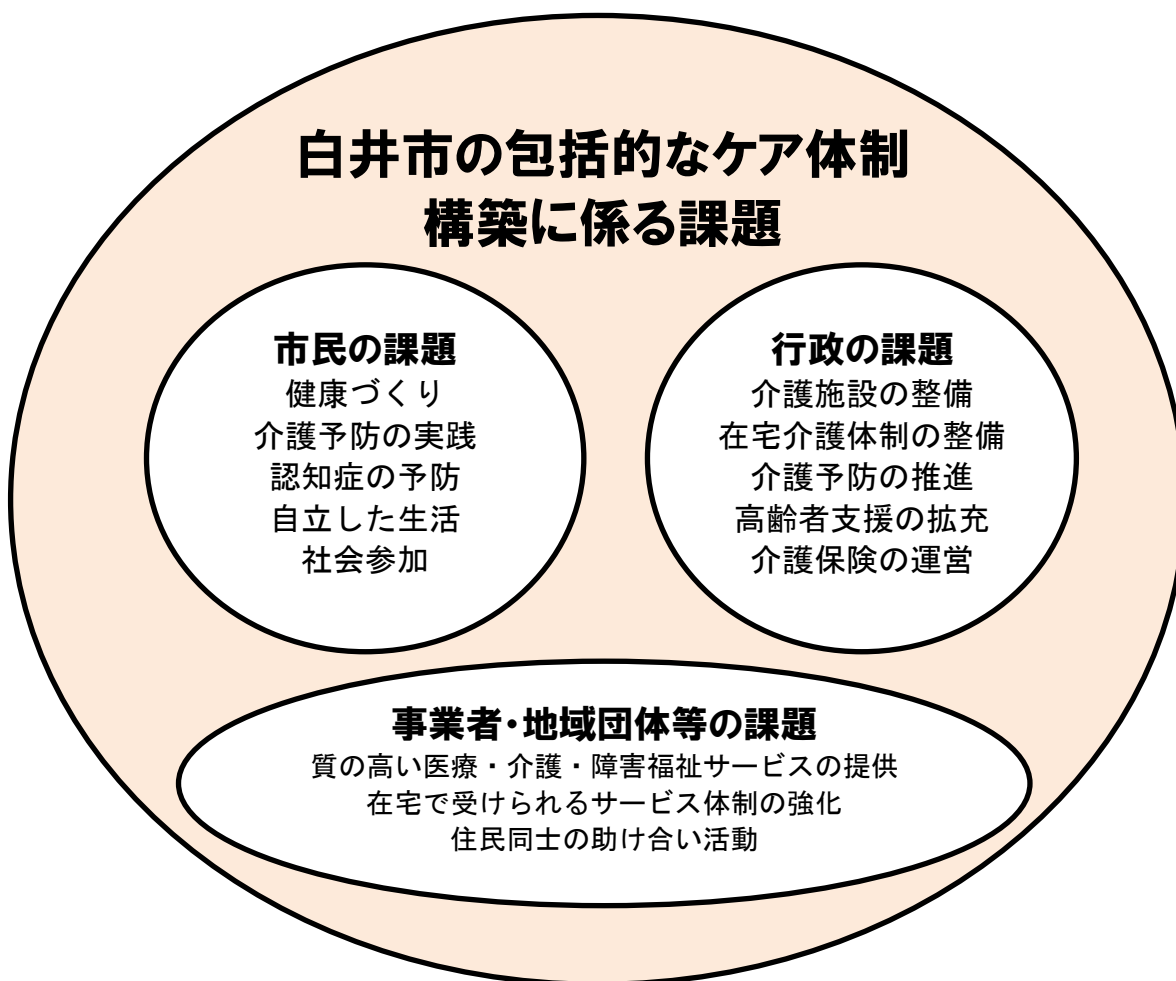
訪問介護サービスの確保が必要とされています。

⑦介護サービス事業所への支援

度重なる制度改正により、介護制度の仕組みが複雑になっており、介護サービス事業所において、どこまでのサービス提供が可能なのかなど、混乱するケースも多いため、事業所へのアドバイスや支援が必要とされています。

2 長期的な課題

白井市においても、全国と同様に高齢化が進んでおり、既に超高齢社会に突入しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年を見据え、市民、行政、事業者・地域団体等がそれぞれの課題に取り組みながら、「高齢になっても住みやすいまち」を包括的に作り上げることが求められています。



第5節 市の取り組み

1 第7期の主な取り組み

第6期と比較し、第7期において、進められた主な取り組みは次のとおりです。

①地域包括ケアシステムの深化・推進

●医療と介護の連携体制の構築

- ・しろい在宅医療フォーラムの開催
- ・在宅医療と介護サービス事業所の情報共有ネットワークの構築の促進
- ・市内3病院、医師会と市が協定を締結し、在宅医療患者が緊急時にスムーズに市内医療機関に繋がる体制の整備
- ・多職種連携の研修会の開催
- ・「救急医療情報キット」の普及促進

●認知症施策の推進

- ・認知症初期集中支援チームの設立
- ・白井市認知症ガイドブックの作成
- ・本人・家族支援の場づくりのための認知症カフェ・家族介護教室の開催

●地域ケア会議の運営

- ・自立支援型地域ケア会議の開催

②自立支援のための介護予防の推進

●介護予防事業の推進

- ・「しろい楽トレ体操」の普及

●介護サービス事業者・従事者の支援

- ・「就労とボランティアのマッチングイベント」の開催

③生活支援サービスの充実

●ミニデイサービスの設立

- ・軽度者向けの通所型サービスを設立

●住民主体の助け合い活動の支援

- ・助け合い活動に対する補助制度を設立

④地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

●地域での支え合いの促進

- ・「しろい高齢者見守りネット」、「お元気まもり事業」の充実

●終活支援の取り組み

- ・終活支援講座の開催
- ・終活支援ノートの作成・配布

⑤介護保険事業の効果的な運営

●介護サービスの質の確保

- ・市内介護サービス事業所に対する実地指導の実施
- ・給付適正化事業の実施

2 第8期に求められる取り組み

第7期までの取り組みの他に、第8期において求められている主な取り組みは次のとおりです。

内容調整中

①地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 医療と介護連携の推進
- 認知症施策の推進

②介護予防の推進

- 介護予防事業の推進
- 介護予防事業と保健事業の一体的実施

③在宅生活への支援

- 住民主体の助け合い活動の支援・推進
- 移送・移動支援の充実

④介護保険事業の運営

- 介護人材対策
- 訪問介護事業所・居宅介護事業所への支援
- 介護サービス事業所への支援

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念と基本目標

白井市第5次総合計画では、「安心」「健康」「快適」を基本理念としています。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、この基本理念に基づき、高齢者福祉分野の計画として位置付けます。

第8期計画においても、これまでの考え方を継承し、市民とともに将来に向けて高齢者が住みよい地域づくりを進めていくこととします。

<計画のスローガン>

目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン

<基本目標>

地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、要介護になっても地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

第2節 目指す将来像

介護ニーズが高くなる85歳以上人口が最大となる令和22年度（2040年度）に向けて、白井市の目指すべき高齢者と地域の将来像は、次のとおりです。

令和22年度(2040年度)の白井市の高齢者像・地域像

【積極的な介護予防と社会参加】

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃からウォーキングや楽トレ体操などの介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

【地域での支え合い】

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域で支え合うまちになっています。
- 地域活動や商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の支援などが確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。

【自分らしい生活の継続】

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

【持続可能なまち】

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障害福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

第3節 第8期計画の基本方針

- 目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、次の4つ基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ 地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの運営を強化し、市民・市・事業者・地域団体・各専門機関のネットワークを生かしながら、地域包括ケアの推進を図ります。
- 高齢になっても住みやすいまちを築くため、それぞれの市民にとって必要な福祉情報を提供していくとともに、相談しやすい環境づくりを進めることで、生活課題の把握と支援に努めていきます。

基本方針Ⅱ 介護予防と社会参加の推進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいけるよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実をはじめ、各種支援を進めていきます。
- 事故や病気で心身の状況が悪化しても、生活を継続し、要介護状態の予防となるよう日常生活支援総合事業を進めていきます。
- 高齢になっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していけるよう、様々な参加機会の確保を進めます。

基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、外出支援など求められているサービスの検討・提供を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、民間の団体や地域住民と連携して、福祉サービスや助け合い活動の充実を進めます。
- 災害や感染症の影響を極力少なくし、継続して安心した生活が続けられるよう緊急時の体制づくりを進めます。

基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していけるよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

第4節 施策の体系

目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、4つの基本方針を基に、以下の施策を進めていきます。

考え方	基本方針	施策		
【スローガン】 地域で支える高齢化 【基本理念】 目を配り、手を差しのげるしろいの生き生きプラン	第1章 地域包括ケアの 推進	第1節 地域包括ケア システム構築の強化	1 地域包括支援センターの運営強化	
			2 医療と介護の連携	
			3 認知症施策の推進	
			4 地域ケア会議の運営	
	第2章 介護予防と 社会参加の推進	第2節 相談体制・権利擁護 の推進	1 情報提供・相談機能の充実	
			2 権利擁護の推進	
			第1節 介護予防の推進	1 介護予防と健康づくりの推進
				2 介護予防の意識啓発
	第2章 介護予防と 社会参加の推進	第2節 介護予防サービスの 推進	3 介護予防サロンの推進	
			1 介護予防・日常生活支援総合事業 の推進	
		第3節 高齢者の社会参加	2 介護予防ケアマネジメントの推進	
			1 就労・地域活動への参加促進	
	第3章 在宅生活への 支援	第1節 日常生活における 支援	2 地域での支え合いの促進	
			1 日常生活の支援	
			2 外出の支援	
		第2節 安全・安心な体制 づくり	3 介護に取り組む家族等への支援	
	1 日頃の安全・安心の確保			
	第4章 介護保険事業 の効果的な運営	第1節 介護保険サービスの 確保	2 災害対策の支援	
			1 居宅サービス	
			2 施設・居住系サービス	
3 地域密着型サービス				
第2節 適切なサービス利用 ・提供の推進		4 負担軽減サービス		
		1 有効なサービス利用の推進		
第3節 健全な介護保険会計 の運営		2 良質なサービスの提供		
		1 介護保険事業費の見込み		
		2 財源構成		
第4節 持続可能な事業運営 に向けて		3 介護保険料の設定		
		1 計画の進捗管理について		
2 介護保険運営協議会の運営				

第2編 各論

第1章 地域包括ケアの推進

第1節 地域包括ケアシステム構築の強化

施策	<ol style="list-style-type: none">1 地域包括支援センターの運営強化2 医療と介護の連携3 認知症施策の推進4 地域ケア会議の運営
----	---

1 地域包括支援センターの運営強化

現状と課題

- 市では現在、市直営および法人への委託により3か所の地域包括支援センターを設置し、担当圏域の高齢者への総合相談支援、権利擁護支援、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務にあたっています。直営型地域包括支援センターは、センター間の総合調整や処遇困難事例等の後方支援などを行う「基幹型センター」の機能を兼ねているほか、委託型地域包括支援センターや市内関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種事業に取り組んでいます。
- 後期高齢者人口の増加などにより、各地域包括支援センターの相談支援件数は年々増加しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年に向けて取り組みを一層充実させていくためには、市直営の役割を整理し、機能強化を図る必要があります。

今後の主な取組

- 第8期においては、市直営の役割を整理し、基幹型センターや地域包括ケアシステムの構築のための中核機関としての機能を強化します。
- 直営の担当圏域の運営を委託型に移行し、高齢者への支援体制を強化を図ります。
- 市の基幹型センターには専門職を配置し、3か所の地域包括支援センターの総合調整・処遇困難事例等の後方支援・研修・運営評価などを行うことにより、相談支援力の向上を図り、市全体の高齢者への相談支援体制を強化します。

数値目標／介護保険サービスは実績と見込（年ごとに記載）

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
相談件数		

■白井市における日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの配置状況

